第三十四条の三十第三項中「第一項第十五号」を「第一項第十四号の二及び第十五号」に改める。

第三十四条の三十一第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　当該事業の譲渡により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第三十四条の十九の二第一項第四号に掲げる書面

第三十四条の三十一第三項中「第一項第十一号」を「第一項第十号の二及び第十一号」に改める。

第三十四条の三十二第一項第二号ロ中「令第四条の二第二項に規定する親法人等をいい、」を削る。

第三十四条の五十三の二第三号ニ中⑵を⑶とし、⑴の次に次のように加える。

⑵　第三十四条の五十三の十第一項第一号に規定する外貨預金等書面

第三十四条の五十三の十第一項を次のように改める。

法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第三十四条の五十三の十二第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第三十四条の五十三の八に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条から第三十四条の五十三の十七の二までにおいて「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二　特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付していない場合を含む。）

三　既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるとき。

イ　当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ　当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがあるときは、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（次項及び第三十四条の五十三の十七の二第二号において「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

第三十四条の五十三の十第二項中「前項第二号」を「前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロ」に改め、同条に次の二項を加える。

3　外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行つた場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4　契約締結前交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結前交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行つた場合には、当該締結の日において契約締結前交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

契約締結時交付書面に係る法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し外貨預金等書面を交付している場合

二　特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結時交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付していない場合を含む。）

三　既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約が成立した場合においては、次に掲げるとき。

イ　当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ　当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

第三十四条の五十三の十六第二項中「前項第二号」を「前項第三号ロ」に改め、同条に次の二項を加える。

3　外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行つた場合（当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4　契約締結時交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結時交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結時交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行つた場合には、当該締結の日において契約締結時交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

第三十四条の五十三の十七の二第二号中「契約締結前交付書面又は契約変更書面」を「次に掲げる書面」に改め、同号に次のように加える。

イ　契約締結前交付書面

ロ　外貨預金等書面

ハ　契約変更書面

第三十四条の五十六第一項及び第二項中「第五十二条の四十七」を「第五十二条の四十七第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　特定銀行代理業者の特定銀行代理行為に係る業務を営む無人の営業所又は事務所において臨時にその業務の一部を休止する場合

二　休業期間が一営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

第三十五条第一項第十一号中「第十六条の三第一項」を「第十六条の四第一項」に改め、同項第十二号中「子会社対象会社」の下に「（銀行業高度化等会社を除く。）」を加え、同項第十六号中「なつた」を「なつたことを知つた」に改め、同項中第十六号の二を第十六号の四とし、第十六号の次に次の二号を加える。

十六の二　法第五十二条の二第二項の認可を受けた銀行が、外国銀行グループに属する外国銀行との間で外国銀行代理業務に係る委託契約を締結しようとする場合

十六の三　法第五十二条の二第二項の認可を受けた銀行が、所属外国銀行との間で外国銀行代理業務に係る委託契約を終了しようとする場合

第三十五条第三項第八号中「子会社対象会社」の下に「（銀行業高度化等会社を除く。）」を加え、同項第十二号中「なつた」を「なつたことを知つた」に改め、同条第四項第一号中「場合」の下に「（銀行である銀行代理業者が変更した場合を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

六　銀行代理業を再委託した場合（銀行である銀行代理業再委託者が再委託した場合に限る。）であつて、当該再委託を受けた銀行代理業再受託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地を変更した場合

第三十五条第五項第一号中「第一項第六号の三」を「第一項第六号の五」に改め、同項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　第一項第十六号の二に掲げる場合　第三十四条の二第五項第二号から第五号まで及び第七号に掲げる書面